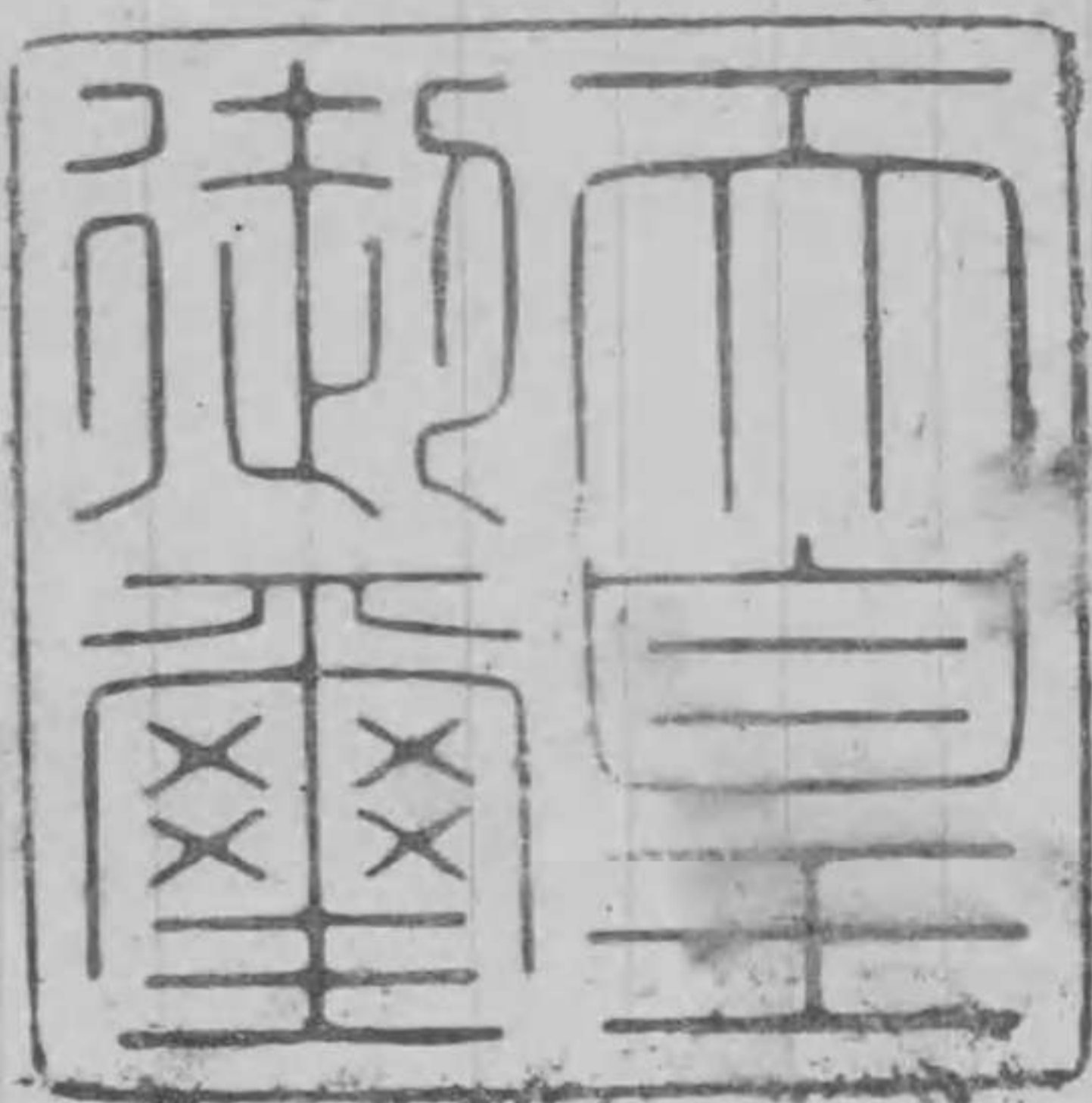


裕仁



財閥商号の使用の禁止等に関する政令
をここに公布する。

昭和二十五年一月三十一日

月

内閣総理大臣 吉田 友

政令第七号

財閥商号の使用の禁止等に関する政令

内閣は、ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件（昭和二十一年勅令第五百四十二号）に基き、この政令を制定する。

（定表）

第一條 この政令において「財閥文字」とは、別表第一に掲げる文字及び持株会社整理委員会が次條の規定に従い指定する文字（これらの文字と称呼の同一又は類似のもの及び外國語に翻訳したものを含む。）をいう。

この政令において「財閥商号」とは、別表第二に掲げる商号及び持株会社整理委員会が次條の規定に従い指定する商号（これらの商号と称呼の同一又は類似のもの及び外國語に翻訳したものを含む。）をいう。

（財閥文字及び財閥商号の指定）

第二條 持株会社整理委員会は、会社の証券保有制限等に関する勅令（昭和二十一年勅令第五百六十七号）第十四條第一項の規定に

基き、商号の使用を禁止する旨の処分をしたときは、その商号中に含まれる文字のうち、同條同項第一号若しくは第二号にいう共通の文字又は同項第三号に掲げる文字を財閥文字として指定し、その商号を財閥商号として指定しなければならぬ。

2 前項の指定は、官報に掲載して行ふ。

(変更の登記又は登記の抹消)

第三條 財閥文字を含む商号又は財閥商号と同一若しくは類似の商号について、この政令施行の際(前條の規定により指定された文字又は商号にかかるものについては、その指定の際。以下同じ。)現に登記をしている者は、昭和二十五年六月三十日(前條の規定により指定された文字又は商号にかかるものについては、その指定の日から六月を経過する日。以下同じ。)までに、その変更の登記又は登記の抹消をしなければならぬ。但し、同日までに解散し、企業再建整備法(昭和二十一年法律第四十号)の規定に基づき解散する旨を定めた整備計画につき主務大臣の認可を申請し、

又は持株会社整理委員会がその解散を承認した会社は、この限りでない。

2 会社の商号について前項の違反行為があつたときは、その会社について、商法(明治三十二年法律第四十八号)第五十八條第二項の規定に該当する事由があるものとみなす。この場合において、~~裁判~~ 職務上前項の違反行為があつたことを知つたとき又は非訟事件手続法(明治三十一年法律第十四号)第十六條の規定による登記官吏の通知を受けたときは、商法第五十八條第二項の解散の命令の請求をしなければならぬ。

3 第一項の規定は、会社の証券保有制限等に関する勅令第十四條第一項の規定に基づく持株会社整理委員会の処分の効力を妨げるものではない。但し、第一項に規定する期間をこえて変更の登記又は登記の抹消を指示するものについては、この限りでない。

(登記の禁止)

第四條 財閥文字を含む名称又は財閥商号と同一若しくは類似の名

称は、商号として登記することかできない。

第五條 前條の規定に違反してなされた登記があるときは、登記所は、遅滞なく、その登記をしている者にその旨の通知をしなければならぬ。

2 前條の規定に違反する登記をしている者は、前項の通知を受けるとき又は第八條の規定により処罰されたときは、その通知又は判決の確定の何れか早い日から六月以内に、商号の変更の登記又はその登記の抹消をしなければならぬ。

3 第三條第二項の規定は、前項の違反行為があつた場合に準用する。

(使用等の禁止)

第六條 何人も、財閥文字を含む名称又は財閥商号と同一若しくは類似の名称を商号その他営業を示す表示若しくは商品を示す表示として使用し、又はこれを使用した商品を販売し、散布し、交付し、若しくは販売、散布若しくは交付の目的をもつて所持しては

ならない。但し、左の各号の一に該当する行為については、この限りでない。

一 この政令施行の際現に財閥文字を含む名称又は財閥商号と同一若しくは類似の名称を使用している者が、昭和二十五年六月三十日までにその名称についてする行為

二 前号に掲げる者が、その名称と著しく異なる新しい名称を通用させることを目的として、これと併用して昭和二十六年六月三十日(第二條の規定により指定された文字又は商号にかかるもの)については、その指定の日から一年六月を経過する日)までにする行為

三 財閥文字を含む名称又は財閥商号と同一若しくは類似の名称を使用した商品を譲り受けた者(次條第一項各号に掲げる会社を除く。)が、その商品について昭和二十五年十二月三十一日(第二條の規定により指定された文字又は商号にかかるもの)については、その指定の日から一年を経過する日。以下同じ。

までにする行為

- 四 財閥文字を含む名称又は財閥商号と同一若しくは類似の名称とこれと著しく異なる新しい名称とを併用した商品を譲り受けた者（次條第一項各号に掲げる会社を除く。）が、その商品について昭和二十六年十二月三十一日（第二條の規定により指定された文字又は商号にかかるものについては、指定の日から二年を経過する日）までにする行為
- 五 財閥文字を含む名称又は財閥商号と同一若しくは類似の商号を使用した商品を消費の目的で譲り受けた者がする行為
- 六 第三條第一項但書に掲げる会社のする行為又はその商号を使用した商品を譲り受けた者（次條第一項各号に掲げる会社を除く。）が、昭和二十五年十二月三十一日までにする行為
- 2 前項の規定は、会社の証券保有制限等に関する勅令第十四條第一項の規定に基く株式会社整理委員会の処分の効力を妨げるものではない。

（適用の除外）

第七條 第三條第一項及び前條第一項の規定は、左に掲げる会社以外の者が、昭和二十年九月一日以前から登記されている商号その他の名称を、この政令施行の際登記されている営業のために使用する場合には、その名称については、適用しない。

- 一 株式会社整理委員会令（昭和二十一年勅令第二百三十三号）第一條の規定により指定された会社又は指定されたことのある会社

二 会社の解散の制限等の件（昭和二十年勅令第六百五十七号）

第一條ノ二に規定する指定会社又は指定会社であつたもの

三 会社の証券保有制限等に関する勅令第一條第二項に規定する~~従~~属会社若しくは従属会社であつたもの、同條第三項に規定する関係会社若しくは関係会社であつたもの、これらの承継会社（これらの会社との関係において同令第一條第五項及び第六項にいう承継会社の関係にあるもの）又は同令第十四條第二項第

三号若しくは第四号に規定する会社

四 過度経済力集中排除法（昭和二十二年法律第二百七号）第三
條第一項の規定により指定された^{（会社又は指定された）}ことのある会社

2 前項の名称を商品又は商品若しくは営業の^{（公）}廣告に使用する場合にはその表示とともに、その営業又は商品の^{（公）}名称中に含まれる財閥文字で表彰される財閥に^{（公）}関係がない旨を表示しなければならぬ。但し、商品又はその容蓋^{（公）}包装にその旨の表示をするところが著しく困難な場合には、顧客に対し文書をもつてその旨を表示すれば足りる。

3 第一項の商号その他の名称は、誹謗をすることができない。

4 前條第一項の規定は、個人がその営業（会社その他の共同企業を除く。）のために自己の氏又は氏名を使用する名称については、適用しない。

（罰則）

第八條 第六條第一項の規定に違反した者は、三年以下の懲役若し

くは二十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第九條 第三條第一項^{（公）}第五條第二項又は第七條第二項の規定に違反した者は、一年以下の懲役若しくは十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第十條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の^{（公）}従業者が、その法人又は人の業務に関し、前二條の違反^{（公）}行爲をしたときは、行爲者を罰する外、その法人又は人に対して各本條の罰金刑を科する。

附 則

1 この政令は、公布の日から起算して十四日を経過した日から施行する。

2 第六條第一項及び第七條第二項の規定は、昭和三十三年七月一日にその効力を失う。但し、同日前にした違反^{（公）}行爲の処罰については、同日以後も、なおその効力を有する。

3 持株会社整理委員会令の一部を次のように改正する。

第九條第一項第十三号を第十四号とし、第十二号の次に次の一
号を加え、同條第二項中「第十三号」を「第十四号」に改める。
十三 財閥商号の使用の禁止等に関する政令（昭和二十五年政
令第七号）第二條又ハ財閥標章の使用の禁止等に関する政
令（昭和二十五年政令第八号）第二條ノ規定ニ依リ指定ヲ
爲スコト

別表第一

三菱
三井
住友

別表第二

株式会社三菱本社
三菱重工製株式会社
三菱化成工業株式会社
三菱化学工業株式会社
三菱石油株式会社
三菱汽船株式会社
三菱地所株式会社
三菱岡栗州マグネシウム株式会社
上海三菱倉庫株式会社
三菱電機株式会社

三菱鐵業株式会社
三菱商事株式会社
三菱化工機株式会社
三菱製鋼株式会社
三菱倉庫株式会社
三菱海運株式会社
三菱マグネシウム工業株式会社
滿洲三菱機器株式会社
三菱製紙株式会社
株式会社三井本社
三井精機工業株式会社
三井倉庫株式会社
三井化学工業株式会社
三井鑛山株式会社
三井農林株式会社

三井船舶株式会社
三井造船株式会社
三井不動産株式会社
三井油類化学工業株式会社
三井物産株式会社
三井木材工業株式会社
三井生命保險相互會社
三井木船修造株式会社
三井信託株式会社
株式會社住友本社
滿洲住友金屬工業株式會社
住友共同電力株式會社
住友倉庫株式會社
住友ボルト才廠株式會社
住友電氣工業株式會社

住友アルミニウム製煉株式会社
大阪住友海上火災保険株式会社
朝鮮住友金銀株式会社
住友アルミニウム株式会社

内閣総理大臣

吉田 茂

法務総裁

植田 俊吉

大藏大臣

池田 勇人

通商産業大臣

磯原 実生

内

閣